

はままつ起業家カフェ運営協議会 会社設立支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 はままつ起業家カフェ運営協議会（以下「起業家カフェ」という。）は、会社設立までに要する経費の一部を負担することで浜松市内での会社の設立を促進し、地域経済の活性化と雇用創出を図ることを目的に、会社設立支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、この交付要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会社 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合同会社をいう。
- (2) 開業日 会社の場合にあつては会社法（平成17年法律第86号）第911条及び第914条に規定する会社設立の登記に基づく会社設立の日、個人事業主の場合にあつては個人事業の開業・廃業等届出書に記載された開業の日をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。
- (4) 本社 本店として登記されている所在地をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月16日までの間に、中小企業者として浜松市内に本社を有する会社を初めて開業する者。ただし既に個人で開業している場合は、その事業の全てを、初めて開業した会社の事業へ変更したうえで、個人事業主としての開業日から会社の開業日までに5年が経過していないこと。
- (2) 会社の設立日までに、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による浜松市創業支援事業計画に基づく支援を受け、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者が代表であること。
- (3) 市税を滞納していない者。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) その他補助金を交付することについて、起業家カフェが不相当と認める事由を抱える者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、会社設立に要した経費として、次の各号に規定する経費とする。但し、税（登記申請に係る登録免許税を除く）、官公署が発行する証明の手数料及び金融機関への振込手数料を除く。

- (1) 定款認証に必要な費用
- (2) 登記申請に係る費用
- (3) 会社設立に要する手続きを司法書士等に依頼した場合の報酬等の費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の合計の2分の1以内の額とし、事業1件あたり100千円を限

度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、会社設立支援補助金交付申請書(第1号様式)に必要事項を記載し、次の各号に掲げる添付書類を付して、令和8年3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (2) 補助対象経費の支払いを証明する書類のコピー
- (3) 市税の納税証明書
ア すべての市税の納付期限が未到来の法人の場合、代表者個人の市税の納税証明書
イ すでに市税の納付がある法人の場合、法人市税の納税証明書
- (4) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
- (5) 法人設立(変更)等届出書にコピー
- (6) 個人事業の開業・廃業等届出書の控えのコピー(事業を開始して5年を経過していない個人に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、起業家カフェが必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 起業家カフェは、前条による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、提出の順に補助金の交付を決定するものとする。

- 2 起業家カフェは、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、会社設立支援補助金交付決定通知書(第2号様式)により、通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 起業家カフェは、補助金の交付決定をする場合において、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、設立した会社の状況、雇用者数等について、補助事業年度の終了後5年間は、起業家カフェの照会に応答しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、起業家カフェが必要と認める事項

(請求の手続き)

第9条 補助金の交付決定通知書の交付を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書(第3号様式)を起業家カフェに提出し、補助金を請求しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 起業家カフェは、会社設立支援補助金の交付を受けた者が虚偽の申請等を行った事実が判明した場合、会社設立支援補助金の全額又は一部の返還を請求することとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、起業家カフェが別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。